



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	旧ソ連のコルホーズと農家付属地
Author(s)	松井, 憲明
Citation	経済學研究, 48(3), 25-41
Issue Date	1999-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32121
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(3)_P25-41.pdf



旧ソ連のコルホーズと農家付属地

松 井 憲 明

はじめに

標題の「農家付属地」とはロシア語の“priusadebnyi uchastok”である。これは「屋敷に付属する」土地区画を表し、旧ソ連の土地制度にあっては「農村地域に居住するソ連市民が個人的に利用する土地区画」でもあった¹⁾。もっとも、法令や文献では、これに屋敷地(usad'ba), つまり柵や建物に囲まれた農家の敷地本体を含める用語法が普通であり、しかも、1935年から少なくとも1956年までは、その面積に宅地を算入しなかったという経緯もある。いずれにせよコルホーズの農民は、一般には集落の中心に位置し、その領域の大部分を占めるこの土地部分において農家ごとの個人経営を営み、その一方で、集落の外側に広がる集団農場の畑や畜舎において共同の労働にも従事していたわけである。

この農家付属地は、すでに革命前から、耕地その他の用地よりも農民にとって大きな経済的価値をもっていた。というのは、それは集落のなかにあって住居と農業用の建物が建てられ、またそこでの農作業が比較的多量の労働支出を必要としたからである。したがって、この土地部分に対する農民の私的な関心と権利は、もともと他の用地に比して明確に強いものがあった²⁾。

農村の共同体的土地所有が拡大深化し、土地利用の均等主義が一面において強化された革命後にあっても事情は基本的に変わらない。ネップの最盛期に農家付属地は耕地の3, 4倍の価値があったといわれる³⁾。農業集団化の前夜に⁴⁾、さらにはその全面的な展開のなかで、付属地の取扱いが微妙な問題になったのも当然である。

以後のコルホーズ体制下の付属地利用にあっては、旧ソ連国家による法的規制が規定的な意味をもった。最重要の規範的法令は農業アルテリ(コルホーズ)模範定款であるが、このほかに二つの党・政府決定がそれと並ぶ重要性をもっている。以下、これらを通して、農家付属地の法的地位、規模、分与方式などの規定がどのような変遷をたどったかを検討する。画期は(1)1930年、(2)1935年、(3)1939年、(4)1956年、(5)1969年、(6)1988年である。

1930年の2つの模範定款

1930年2月6日、全連邦共産党中央委員会の委託によりソ連農業人民委員部等が作成した新農業アルテリ模範定款が公表された⁵⁾。すでに全面的集団化が開始され、農民のあらゆる逡巡と抵抗を排して強行されていた真最中のことであり、コルホーズ時代の最初の模範定款であ

1) A. P. Evgen'eva ed., *Slovar' russkogo iazyka*, v. 3, Moscow, 1983, p. 453

2) V. V. (orontsov), *Krest'ianskaia obshchina*, Moscow, 1892, p. 477

3) *Bednota*, 1925, Jan., 4, p. 1

4) 奥田央「コルホーズの成立過程」岩波書店, 1990年, pp. 50-51 を参照。

5) *Pravda*, 1930, Feb., 6, p. 5

る。しかし、そこには農家付属地に関する規定がまったくない。それどころか、農民の私有の家畜を含めて、農家の個人経営への言及を一切欠いている。では、コルホーズ加入農民の土地（以前の共同体分与地）が、付属地を含め、すべて社会化されることになったのか、といえばそうではない。この定款の第2章「土地について」は、土地利用の集団的形態に関して、農民の「すべての分与耕地(polevye nadely)はアルテリの単一のまとまった土地に統合され、アルテリが集団的に利用する」と述べており、集団化の対象となる用地をはっきりと耕地に限定している。ここには、第3章「生産手段について」で使われた社会化という言葉さえ出てこない。だから、規定の空白部分のひとつの解釈として、付属地は従来通り農民が個人的に利用するという説明が十分に可能なわけである。事実、『農民新聞』はそうした説明を加えた。いわく、「アルテリにおいて住居は私有のまま残される。したがって屋敷地も社会化されない」⁶⁾、と。この論理では、社会化されないのは住居の敷地、つまり宅地のみと取られかねない。しかし、この「部分的に残る個人的土地利用」は「菜園、庭・果樹園の個人的利用」とも表現され、明らかに農家の付属地全体が、少なくとも当面は社会化されないという趣旨である。これが、紛れもなく党中央委員会により発行され、当時のソ連農業人民委員が総編集長を務める新聞の立場であった。

とはいえこの『農民新聞』の解説は、当時の政治状況にあってはひとつの、しかも重要なエピソードにとどまる。そもそもこの2月定款は、党中央委員会の決定によって、全生産手段の社会化を特徴とする「コンムーナへの過渡的なコルホーズの形態」としてのアルテリの模範定款、という性格を与えられていた⁷⁾。とす

れば、それはアルテリのためというよりもむしろコンムーナのための模範定款だったのであり、コンムーナへの移行を妨げないことがその最重要の任務であった。現に農村の現場では、設立の当初から「一挙にコンムーナの定款に移ったコルホーズが少なくなかった」といわれ、アルテリと称する場合でも実質的にはコンムーナ化が図られていた⁸⁾。その内容の不完全さを本領とする30年2月の定款こそ、ソ連史上最も薄幸なコルホーズ定款だったといつてよい。

これに対し、一月後の3月2日（集団化の一次的後退が始まった日）に発表された新たな農業アルテリ模範定款では、付属地の規定が次のように変った（第2章第2項第2段）。

すべての用地の完全な社会化に際して、農家付属地（菜園、庭・果樹園等）は個人農の(edinolichnoe)利用のまま残される。但し必要なところでは、アルテリ理事会の決定および総会の承認により、屋敷地の規模は変更される⁹⁾。

注目すべきは「個人農の」という表現である。「個人農」とは、コルホーズに加わらず農家ごとに農業を営んだネップ期の圧倒的多数の共同体農民に他ならない。それはまた、集団化の初期になお多数残っていたコルホーズ未加入の農民のこともである。新定款は、そうした個人農がもつ権能において農家付属地の利用を従来通り認めるというわけであり、いい替えれば、その利用権は、ネップ期の土地法典が規定する勤労的土地利用権の延長であるということになる¹⁰⁾。2月定款の方向性に対して百八十度の大転換であった。

その意図は明白であろう。2月定款の時期、現場のコルホーズでは付属地利用の禁止を決定

6) *Krest'ianskaia gazeta*, 1930, Feb., 11, Supplement, p.11

7) *Pravda*, 1930, Jan., 6, p.1

8) 溪内謙『スターリン政治体制の成立』第4部、岩波書店、1986年、pp.408,530

9) *Pravda*, 1930, March, 2, p.2: SZ SSSR, 1930, no. 24, art.255

10) V. Gsovski, *Soviet Civil Law*, v.1, Ann Arbor: Univ. of Michigan Law School, 1948, p.770

したり、さらには住宅の社会化まで始める「若干」のケースがあったといわれた¹¹⁾。まずは、そうした「行き過ぎ」の否定的影響を最小限に抑えるために、アルテリにあって付属地の法的地位はなんら変更されないことを明示して農民の不安と不満を鎮めねばならなかった。しかし注意しなければならないのは、この3月定款が、上に見たように、アルテリの「すべての用地の完全な社会化」を謳っていることである。これは文言としては付属地の「個人農の利用」と矛盾する。したがって、ひとつの解釈として、この定款により農民の個人利用地を含むアルテリのすべての土地が社会化されたと見なすことも不可能ではない。しかし、当時そうした解釈はなされなかった¹²⁾。ある解説によればこうである。「基本的に集団化は穀作経営の収量を上げるために行われる。全面的集団化地区は主として穀作地域であり、庭・果樹園や菜園まで含めて社会化することは、ただ何もかも一変にやろうとすることを意味する」¹³⁾、と。そのため、別の解説書がいうように、「屋敷地だけは社会化されずに残る」ことは疑問の余地がなかった¹⁴⁾。しかも、集団化される用地を耕地に限定した2月定款の条項は新定款でもそのまま残っている(第2項第1段)。

したがって、新定款の「すべての用地の完全

な社会化」なる規定は基本的に宣言的な意味しかない。それは2月定款にはなかったものであり、おそらくは、集団化政策の一時停止に当たって、主要生産手段の全般的社会化という党・国家の基本方針は少しも変化がないことを保証するものだったであろう。また、必要な場合は付属地の規模が変更されるとの但し書も、その関連で挿入されたものと思われる。この点について、前記の解説書のひとつは、「もし屋敷地の区画があまりにも大きく、その農家の個人的労働によって耕作できなければ、それらの規模は削減される、つまり屋敷地の一部もまた社会化されることがある」と述べている¹⁵⁾。しかしもうひとつの解説は、付属地が「地方の状況と総会の希望により縮小あるいは拡張されうる」としており¹⁶⁾、必ずしも一方向的な削減だけが予想されていたわけではない。もっとも新定款は、「アルテリの単一のまとまった土地はいかなる場合でも縮小されてはならない」という旧定款の規定はそのまま残した(第3項)。

とはいえ、この3月定款にもとづく付属地利用の実態は不明の点が多い。よく知られているのは個人農、とくにクラークと宣告された農民の場合であり、その追放はしばしば付属地の収奪を伴った。しかしコルホーズ農家の付属地もまた集団化されたケースが明らかにされている¹⁷⁾。その播種面積は30年から33年までに一戸当たり0.57haから0.15haへと激減しており¹⁸⁾、コルホーズ農民による付属地の利用も彼ら自身と運命と共にした。

1935年の模範定款

30年3月の模範定款が定めた農家付属地の

- 11) Pravda, 1930, March, 4, p. 4; 奥田『コルホーズの成立過程』, p. 589
- 12) そうした解釈はかなり後になって現れたように思われる。たとえば以下の文献である。M. P. Kogtikova, *Ukrepnenie zemlepol'zovaniia kolkhozov v 1938-1941gg.*, Candidate's dissertation, Moscow, 1964, p. 89; A. S. Stamkulov, "Razvitie zakonodatel'stva, reguliruiushchego priusadebnoe zemlepol'zovanie", *Izvestiia Akademii nauk Kazakhskoi SSR*, 1969, no. 1, p. 67; M. A. Vyltsan, *Zavershaiushchii etap sozdaniia kolkhoznogo stroia: 1935-1937gg.*, Moscow, 1978, p. 36
- 13) I. Kozyrev and I. Kremlev-Sven, *Chto nado znat' kolkhozniku ob ustave i rabote kolkhoza*, Moscow-Leningrad, 1930, p. 55
- 14) Ia. Mikolenko, *Ustav sploshnoi kollektivizatsii*, Moscow, 1930, p. 18

15) *Ibid.*

16) Kozyrev and Kremlev-Sven, *op. cit.*, p. 58

17) 奥田央『ヴォルガの革命』東京大学出版会, 1996年, p. 447

18) S. Merl, *Bauern unter Stalin*, Berlin: Duncker & Humblot, 1990, pp. 260, 262

「個人農の利用」に変更を迫る動きは、32～33年の大飢饉の時期に始まったようである。32年11月にウクライナ党中央委員会書記ハタエーヴィチは書いている。「コルホーズ員は、社会化された生産と並んで、自己の社会化されない穀作経営を並行的につくっている。コルホーズ員の農家付属地における穀物の播種地は多くの地域で著しく増加している」。ある地区ではそうした農家の播種地が1～1.5haにもなり、作物の市場販売から得られる所得は数千ルーブルに達する。「こうした場合、もう一個つくられたこの第二の社会化されない個人農の経営にこそコルホーズ員の主要な注意が集中し、コルホーズの社会化された経営が犠牲になっている」¹⁹⁾、と。コルホーズで農民を働かせるには、むき出しの暴力や「飢餓への恐れ」²⁰⁾だけでは足りず、コルホーズの足下の農家付属地を制限しなければならないという認識は徐々に広まったように思われる。詳細は不明であるが、ソ連農業人民委員部はすでに33年6月に付属地の分与基準の作成に関する回状を地方に送り²¹⁾、翌7月には、「コルホーズ員の屋敷地の規模が既存の屋敷地利用の平均規模を超え、コルホーズ員の家族をコルホーズ農場での労働から引き離す結果となる場合にのみ」その一部を取上げることができるという解説を出している²²⁾。

34年後半になるとロシア農業人民委員部高等土地委員会の一連の決定が公表された。それによれば同委員会は、付属地に関して、コルホーズの社会化された用地を削ることによるその拡張を容認したクルスク州土地委員会の決定を棄却し、他方では、付属地のない農民にそれをコ

ルホーズの社会化された土地から割当てるというヴォローネジ州やゴリキー地方の土地委員会の決定を承認している。その他、コルホーズの麻畑として使われた付属地をコルホーズ員に返還するよう命じたり、逆に、コルホーズ員と個人農が決めた村の基準を超過したため切取られた0.05haの土地や商業的な果樹園の返還請求を棄却したりしている²³⁾。こうした裁定の蓄積は付属地利用の法的規制の準備と関連していたであろう。

35年2月、第2回突撃コルホーズ員大会が開かれた。この大会の雰囲気がある代議員はこう表現した。「これら多くの州と多くの地区の代議員のあいだにしばらくいれば、全員が同じことを感じている、つまりコルホーズには非常に大きな屋敷地がある、という結論になるだろう」²⁴⁾、と。実際、多数の代議員が、しばしば2～3haに達する付属地の規模の制限と、そこでの穀作の禁止を要求した²⁵⁾。面積基準については、多くは0.5ha以下にせよとの主張である。大会の定款編纂委員会でも「最も激しい論争」になったのは付属地の問題であった²⁶⁾。こうした経過を経て、大会は2月17日に新農業アルテリ定款を採択する。これはソ連政府と党中央委員会が即日承認した結果、法律としての効力を与えられた。付属地については次のような規定が設けられた（第2章第2項第4、第5段）。

社会化された用地のなかから、農家付属地（菜園、庭・果樹園）として、小さな区画が各コルホーズ農戸の個人的利用のために割当てられる。

コルホーズ農戸が個人的に利用する農家付

19) *Sotsialisticheskoe zemledelie*, 1932, Nov., 16, p.3; 富田武「穀物調達とコルホーズ」『歴史学研究』第505号, 1982年, p.16

20) 奥田「ヴォルガの革命」, pp.633-638

21) *Sbornik postanovlenii i prikazov NKZ SSSR*, 1934, no.24, p.19

22) *Sotsialisticheskoe zemleustroistvo*, 1934, no.1-2, pp.15-16

23) *Sel'skokhozhaiственnyi biulleten'* NKZ RSFSR, 1934, no.19-20, pp.12-15; no.23, pp.11,13

24) *Vtoroi Vsesoiuznyi c'ezd kolkhoznikov-udarnikov: Stenograficheskii otchet*, Moscow, 1935, p.118

25) *Ibid.*, pp.47, 66, 75-76, 88, 93, 102, 118, 121, 122, 161-162, 166, 173, 177, 194, 209-210, 213

26) A.N.Nikitin et al. eds., *Kolkhozhnoe pravo*, Moscow, 1939, p.115

属地の規模（住居の敷地を除く）は、ソ連農業人民委員部の指示にもとづき連邦共和国農業人民委員部が確認した州および地区の状況に応じて、4分の1haから2分の1haまで、個々の地区では1haまでとする²⁷⁾。

この規定の新しいところは、付属地がコルホーズの社会化された土地の一部であり、そうしたものとして農家に分与されとした点にある²⁸⁾。今や農家の付属土地利用権は、国家がコルホーズに認証した第一次的な土地利用権から派生する第二次的なそれではしなく、そこからコルホーズによる厳格な規模の規制も正当化されるという論理である。

しかし、より重要なのは、コルホーズ体制下のこうした事実上初めての付属地規制の背後にあるコルホーズ観であろう。大会の定款編纂委員会の席上、それをスターリンは代議員に次のように説いた。「もしあなたがたのアルテリにまだあり余る生産物がなく、あなたがたが一人ひとりのコルホーズ員とその家族に必要なものをすべて与えることができないなら、コルホーズは、公共の必要も個人的な必要も満たすようなことを引き受けることはできない。そうなら、これこれの労働の領域は公共的なもので、これこれのは個人的なものなんだ、と率直にいったほうがいい」²⁹⁾、と。公共の労働領域とは、耕種農業についていえば、30年2月の模範定款以来、アルテリが集団的に利用し農民が共同労働を行なう「単一のまとまった土地」のことであり、個人的な労働領域とは農家付属地に他ならない。この二つの用地は、空間的にもはっきり分離するというのがそれ以来の不動の原則であった。それらの社会的意義の違いをスターリンは説いているわけである。批判されているのは、農家の付属地経営を極端に制限しようとする

（おそらく一部の）「左翼偏向」であろう。しかし彼の発言は、もちろん、コルホーズの集団（公共）経営と農家の個人経営の平和で対等な共存を説くものではない。上述の経緯からいって、そこには、農民を国家のためにコルホーズの公共経営で働かせるには一定規模の農家経営をもたせるのが不可欠かつ最適だという、当時のぎりぎりの政治的判断が働いていたと思われる。もはや農民に大きな付属地を与え、彼らを自立的な個人農として生かすわけにはいかないが、さりとて殺してしまうわけにもいかない。これはスターリンの言葉では、「大きな区画は人々をコルホーズでの労働から引き離す。が、0.12haの農家付属地というのは小さい」、ということになる³⁰⁾。こうした判断から、まるで中世ヨーロッパの領主直営地と農民保有地の空間的分離を思わせるようなスターリンの「率直な」説明も生まれてきたのであろう。彼はコルホーズにおける「公共の利益と個人的利益の結合」を強調したが、これが実のところ、後者を絶対的に前者に従属させ、可能な限り最小限に抑えるものであったことは明らかである。ただし注意すべきは、スターリンのように問題を立てた場合、付属地面積の基準の上限だけでなく下限の設定もまた不可欠になることであろう。集団化以前の農村は、農家ごとの付属地面積の著しい不均等という問題を解決できなかった。たとえば、ネップ中期のハリコフ県では「貧農は100か200サージェンなのにクラークは3とか5デシャチーナだ。ある者は屋敷地で穀物を植えるが、別の者はジャガイモをつくる場所もない」といわれた³¹⁾。1デシャチーナ（約1ha）は2400平方サージェンである。こうして、付属地がなかったり小さかった農家にそれを与えるという課題が集団化以後に持ち越され、今や最小限の付属地の保護が、最大面積の制限と一体になって要求された。とはいえ、そこには、農

27) *Vtoroi Vsesoiuznyi s'ezd*..., p.239; SZ SSSR, 1935, no.11, art.82

28) *V pomoshch' kolkhoznoi derevne*, 3rd ed., Moscow, 1936, p.17

29) *Pravda*, 1935, March, 13, p.1

30) *Sotsialisticheskoe zemledelie*, 1935, Feb., 25, p.3

31) *Bednota*, 1924, Dec., 9, p.1

民の付属地が足りなければ、コルホーズが「あらゆる第二義的な生産物、たとえばキャベツ、キュウリ、ニンジン、ネギ」の供給にかかずらうといった「みっともない」事態が発生してしまう³²⁾、というスターリン的な論理が働いていたこともまたいうまでもない。コルホーズの任務は、第一義的に、国家に対する穀物や工業原料の供給でなければならなかった。

こうした農家付属地の位置づけからすれば、その規模が「州および地区の状況に応じて」細かく決められることになるのも当然であろう。この作業は、個々の「コルホーズによる農業アルテリ定款の作成、審議および採択に関する措置」の一環として行われた。とはいえ、模範定款が定めた手続きに反し、まず各共和国・地方・州の党委員会と、対応する行政機関とが原案を共同決定し、ソ連農業人民委員部と党中央委員会農業部がこれに必要な訂正を施したうえで承認するという形である。4月から7月にかけて『プラウダ』紙には計39(8連邦共和国, 8自治共和国, 12地方, 11州)の決定が公表された³³⁾。最初に発表されたヴォローネジ州(今日のタムボフ、リーベツク両州とベルゴロド州の一部を含む)の決定を見ると次のようになっていいる。まず全地区(計128)が4グループに分けられ、付属地の面積基準は、各々0.3~0.4ha(11地区)、0.4~0.5ha(73地区)、0.6~0.7ha(30地区)、0.9~1ha(14地区)とされた。その際、基準の上限を上回る付属地は超過分が「切取られ」、逆に下限を下回る付属地はそこまで土地を「切足すことができる」。切足しの原資となるのは、(1)他の農家から切取られた基準超過分、(2)未利用の付属地、(3)個人農の付属地面積をコルホーズ員より1割減らすことで得られる土地、の3つである。また付属地に0.2ha以

上の果樹園をもつ農家は、それを含めた付属地の総面積を1haまで増やすことが許される。最後に、付属地利用の実際の変更は秋に、つまり収穫後に行われる。以上のような内容であるが、これは他の地方の決定でも基本的にまったく同じである。

個々のコルホーズにおける定款作成の過程ではさまざまな「誤りと歪曲」が生じた。一般的には、地方当局は、コルホーズ幹部も含め、概して付属地を切り縮めようとし、逆に多くの農民はそれを基準上限以上に拡張しようとした³⁴⁾。こうした試みは1年以上もかけて一件ごとに正されなければならなかった。また、付属地を農家の口数に応じて割当てようとする農民の志向も広範に現れた³⁵⁾。この志向に対する批判には、「家族は増えもするし減りもする」³⁶⁾、つまり頻繁に割替が必要になるという現実的な根拠もあったが、当時はむしろ、そうした分与方式が「スターリン定款」、つまり模範定款に明示されていないという権威主義的な理由づけのほうに支配的だったように思われる。同じ理由から、コルホーズの公共経営でよく働く者にはそれだけ大きな付属地を与えるという方式も否定された³⁷⁾。この方式の狙いは、付属地を「怠け者には少なくするかまったくやらず、わが社会主義農場、ここにいるこのぐうたらどもを早く根絶する」ことにあった³⁸⁾。付

34) Vyltsan, *op. cit.*, p. 46

35) Kogtikova, *op. cit.*, p. 119; 奥田央「1930年代におけるコルホーズ農村の土地利用について」、溪内謙編『ソヴィエト政治秩序の形成過程』岩波書店、1984年、pp. 271-275; 同『コルホーズの成立過程』、pp. 51-54

36) Vtoroi Vsesoiuznyi c'ezd..., p. 69

37) Krest'ianskaia gazeta, 1935, Sep., 18, p. 3

38) Vtoroi Vsesoiuznyi c'ezd..., pp. 66-67; 具体的には、付属地面積の決定の際に家族員数とコルホーズ経営への態度をともに考慮する形や、農家内の突撃コルホーズ員の数に応じて決める場合、果ては、コルホーズでの労働と「社会主義のための闘争への参加」に応ずるとした場合などさまざまな場合であった(Krest'ianskaia gazeta, 1935, Sep., 18, p. 3; Kogtikova, *op. cit.*, p. 119; Sovetskaia iustitsiia, 1936, no. 2, p. 5)。

32) I. Shuleikin, *O zemlepol'zovanii i zemleustroistve kolkhozov*, Moscow, 1935, pp. 28-29

33) Pravda, 1935, April, 22, p. 3: April, 27, p. 2: May, 4, p. 6: May, 17, pp. 3-4: May, 23, pp. 3-5: June, 1, pp. 3-6: June, 17, pp. 3-7: July, 3, p. 3

属地の存在をむしろ積極的にコルホーズ建設に利用するというのであるから、これは「左翼偏向」ではない。しかし当時はこうした方式まで排除されたわけである。これはより根本的には、新定款の実施に当たって、できる限り「深刻なトラブルと紛糾」を避けようとしたためであろう³⁹⁾。既存の農家付属地が当該地区の面積基準の「下限と上限のあいだ」に収まっている場合、それは「従来のままである」とされたのも同じ理由からであろうし⁴⁰⁾、全体として、両極の農家グループを除き、できるだけ土地利用の実態を動かさないという意向が明白である。付属地利用の規制に着手したばかりの当時としては、国家と農民の対抗関係のもとで、これ以外の選択肢はありえなかったであろう。ここにはスターリン時代の農家付属地政策の基本的に保守的な性格が表れている。付属地の社会化が明確に規定されたとはいえ、その内実はいまだ限られたものであった。35年定款は付属地の面積を変えただけで利用形態の変更はもたしていないといわれる所以である⁴¹⁾。さらには、1950年代まで農家は集団化以前と「同じ規模の農家付属地を大体において維持した」とさえ述べる研究者もいる⁴²⁾。地方によっては確かにその通りだったかもしれない。

しかし、この間に付属地の実際上の利用が拡大した側面も否定できない。その重要な指標である播種面積は一戸当りで33年の0.15haから38年の0.28haまで絶えず増加しており、増加分の3分の2は35年以降の年度に属する⁴³⁾。35年定款が付属地利用の保護と制限を通して、ともか

くもそれをある程度安定化させたことは間違いないように思われる。

1939年5月の党・政府決定

個人経営に対する寛容な政策は38年中に終りを告げ、翌39年5月には、「コルホーズ公共地のバラ蒔きに対する保護策について」と題する党・政府決定が出た⁴⁴⁾。それは次のような書出しに始まる。党中央委員会とソ連政府は、「コルホーズの土地利用の領域において党の政策の重大な歪曲があることを確認する。この歪曲は、コルホーズ農戸が個人的に利用する農家付属地の基準に関する農業アルテリ定款第2項に違反し、コルホーズの公共地のバラ蒔きと横領によってコルホーズ員の個人経営のために農家付属地の不法な拡張を図ることに現れている」、と。付属地の余分な区画をコルホーズから騙し取るための「偽」家族分割やコルホーズの公共用地の農家への分与などによって、定款の面積基準を超えた付属地とその事実上の私的所有が形成され、コルホーズで働かない「強欲分子」がそれを基本的な収入源としている。その結果、誠実なコルホーズ員は志気阻喪し、コルホーズの労働規律は破壊され、さらには人為的な労働力不足まで引き起された。このような「反国家的」、「私的所有者的」傾向はただちに清算しなければならない。決定はこう宣告し、付属地利用の新たな規制策を打ち出した。本稿で重要なのは次の点である。付属地の基準を超える拡張と公共地の切取りは刑事犯罪と見なし、犯人は裁判にかける(第3項)。8月15日までにすべての付属地を測量し、11月15日までにその基準超過部分を取上げてコルホーズの公共地に編入する(第7項)。「コルホーズ生活を長く離れ、事実上コルホーズから脱退した偽コルホーズ員」、また「所定の作業日ミニマムを

39) Ibid.

40) Pravda, 1935, May, 17, p.4; May, 23, p.3; June, 17, p.3

41) I. E. Sereda, *Pravo priusadebnogo zemlepol'zovaniia kolkhoznogo dvora*, Moscow, 1964, p.33

42) E. I. Kovalenko, "Pravo priusadebnogo zemlepol'zovaniia kolkhoznogo dvora", *Uchenye zapiski (Permskii gosudarstvennyi universitet)*, v. 15, no.3(1958), p.138

43) Merl, *op. cit.*, pp.262,285

44) Pravda, 1939, May, 28, p.1; SP SSSR, 1939, no.34, art.235

働かず、そのためにコルホーズから脱退したものと認められるコルホーズ員」等の付属地を採用し、コルホーズの付属地フォンドに編入する（第8項）。定期的な土地検査のために土地測量監査官職を新設する（第13項）。労働能力のあるコルホーズ員に対して1939年から年間義務作業日ミニマムを定める。綿作地域は100、北部、中央非黒土地帯などは60、その他の地域は80とする（第14項）。

この決定の動機が集団経営における「労働力の必要」にあったことは、労働ミニマム制が同時に導入された点からも明白であろう⁴⁵⁾。38年の数字によれば、労働能力あるコルホーズ員のうち男子は5%、女子は7.9%がコルホーズで一日も働かず、そのほかに男子の9.9%、女子の21.4%が作業日50未満という状況であった⁴⁶⁾。作業日50といえば当時は実働で35~40日にすぎず、したがって、新たに制定された労働ミニマムもせいぜい2カ月前後の勤務を要求するものでしかない。しかし、当時のコルホーズにはその程度の労働力確保すら容易でなかった。39年決定の威嚇的な調子と強圧的な内容もそのためであった。

付属地利用の従来の規制方式との違いも明瞭であろう。35年定款では農家付属地の規模を大枠で限定し、そうした間接的な方法のみでコルホーズに労働力を確保しようとしたのに対し、今やそれに加え、付属地利用の権利を直接コルホーズでの労働に関連させ、そこで一定量働かなければ付属地を取上げるというのである。農家付属地の社会化はここでは明確に実質的な意味あいを強めている。刑事罰の適用とともに、コルホーズ労働の強制的性格は「歴史的」に強化され、農民にはこれ以上評判の悪い法令を想

像するのも難しかったという⁴⁷⁾。このとき、面積基準を超える土地を没収されたコルホーズ農戸はソ連全体で778万2000戸、農戸総数の41%にも達した⁴⁸⁾。地方によっては農家の7、8割を超えている。1960年代ソ連の一研究書は、かくも多数のコルホーズ員が皆「強欲者と盗っ人」であったはずはないとして、コルホーズ報酬の低さ、より大きな収入源としての個人経営の役割といった経済的要因による付属地膨張の一面に言及した。コルホーズ員から没収された土地の総面積は103万8200haといわれる。平均すれば一戸当り0.13haという計算になるが、こうした切取り地はしばしばあちこちに散在する小区画に過ぎず、それを公共地に付加してもコルホーズが実際に使うことは不可能であった。だから38年までは0.03-0.05haといった小区画は、たとえ基準を超過していても切取りは行われなかったのである⁴⁹⁾。

しかし、この決定の実現には少なくとも2つの重大な障害があった。まず第一に、「強欲者」が「誠実」なコルホーズ員と同じ農戸のメンバーでありえた。定款によれば、付属地は農戸を単位として分与され、他方、コルホーズへの加入は個人単位であったから⁵⁰⁾、こうしたことはごく普通に起った。そればかりか、農家では総収入を最大限にするために独特の家族内分業、つまり「強欲者」と「誠実な」コルホーズ員の意識的な役割分担が行われていたかもしれない⁵¹⁾。しかし、これは戦後の解説であるが、『社会主義の合法性』誌によれば、「もしコルホーズ農戸に数人のコルホーズ員（たとえば5人）がおり、そのうち2人が年間作業日ミニマムを

45) Iu. V. Arutiunian, *Sovetskoe krest'ianstvo v gody Velikoi otechestvennoi voiny*, Moscow, 1963, pp. 335-336

46) N. Jasny, *The Socialized Agriculture of the USSR*, Stanford, CA: Stanford U. P., 1949, pp. 394-395

47) A. Nove, *An Economic History of the USSR*, Harmondsworth: Penguin Books, 1969, p. 257; 邦訳『ソ連経済史』岩波書店, 1982年, p. 305

48) 以下, V. B. Ostrovskii, *Kolkhoznoe krest'ianstvo SSSR*, Saratov, 1967, pp. 71-72

49) Nikitin et al. eds., *op. cit.*, p. 165

50) Gsovski, *op. cit.*, p. 772

51) S. Fitzpatrick, *Stalin's Peasant*, New York: Oxford U. P., 1994, pp. 112-113, 145-146, 165-166

働かず、残りがこの義務を誠実に果たしたとすれば、この農戸から、したがって年間作業日ミニマムを働いた農戸員からも農家付属地を没収することは根拠がない」のである⁵²⁾。この解説はウクライナのジトーミル州裁判所副所長に対する編集部の回答という形をとっているが、内容的にはソ連最高裁の見解である。39年5月決定のやり方で「強欲者」を一掃するのはきわめて困難だったに違いない。コルホーズの成員権とコルホーズ農戸のそれとの不一致というこのコルホーズ制度の内在的矛盾はまた、労働者、職員を含むいわゆる混成農戸の場合にも顕在化する。決定は、この種の農家を「コルホーズに居住し加入している労働者および職員」の家族と呼び、そうした家族についても、労働能力ある成員がコルホーズで作業日ミニマムを履行する場合にのみ付属地を維持できると定めた（第16項）。しかし、これも戦後の解説になるが、たとえ成員の大部分が企業の労働者や職員であって、コルホーズで働くのはたった一人という家族でさえ、その一人が「所定の作業日ミニマムを果たしている場合には、コルホーズ農戸に定められた基準内の農家付属地が維持される」ほかない⁵³⁾。39年決定が有効に対処できたのは、農家の全成員がコルホーズから脱退もしくは除名されたケースだけであった。38年までの土地行政の実務では、そうした場合、家族がどこかへ転居しない限り、コルホーズへのその復帰を容易にするため、個人農の面積基準によって付属地が残されていたからである⁵⁴⁾。

第二に、付属地の不法拡張者を刑事罰に処すとはいえ、刑法上いかなる犯罪の構成要件に該当するかが明確でなかった。ロシア共和国の場合、土地国有法違反に対する処罰は刑法典第87条a（28年3月補充）に規定されていたが、こ

れは土地の売買、贈与、担保設定、賃貸借といった不法な土地取引に対する罰則であった⁵⁵⁾。その結果、いかなる取引も伴わない付属地の拡張、つまり土地の無断占拠、無断耕作のケースにこの条項を適用しない下級司法機関も現れ、判例の統一を迫られたソ連最高裁は40年4月、こうしたケースに対し刑法典第90条の適用を決定した⁵⁶⁾。これは独断行為、すなわち権利不法行使の処罰規定である。刑は自由剥奪を伴わない矯正労働6月以内ないし500ルーブリ以下の罰金であり、この場合、矯正労働といっても、通常の職場で働きながら賃金控除や休暇取消し等の制裁を受けるというものであり⁵⁷⁾、実質的に罰金刑と大差ない。これに対し、第87条a違反は最高で3年以下の自由剥奪および6年以下の土地利用権剥奪となる重罪であった。したがって、この最高裁決定はのちに法学論争を引起すことになる⁵⁸⁾。しかし、問題はなぜ刑法典の補充が行われなかったかであろう。かくも多数の農民を刑事罰に処すことはスターリンにとっても危険だったであろうが、この点は解明されていない。

39年の付属地政策は、「農民に対するしつこい程の敵意」⁵⁹⁾のなかで、戦勝の後もいっそうの展開を見せた。戦時中に拡大した付属地は、46年9月の新たな党・政府決定⁶⁰⁾により切り取りが再開され、これは何年も続けられた。同年は一

55) SU RSFSR, 1928, no. 36, art. 269; *Ugolovnyi kodeks*, Moscow, 1938, pp. 54-55

56) *Sbornik deistvuiushchikh postanovlenii plenuma Verkhovnogo Suda SSSR: 1924-1951gg.*, Moscow, 1952, pp. 24-25

57) *Sovetskaia iustitsiia*, 1934, no. 29, pp. 22-25; no. 30, pp. 22-25

58) この論争については以下を参照。G. A. Akseenok, *Pravo gosudarstvennoi sobstvennosti na zemliu v SSSR*, Moscow, 1950, pp. 295-297; T. L. Sergeeva, *Sovetskoe ugodnoe pravo v bor'be s beskhozhaistvennost'iu i rastochitel'stvom*, Moscow, 1955, pp. 179-183

59) Nove, *op. cit.*, p. 303; 邦訳, p. 366

60) *Pravda*, 1946, Sep., 20, p. 1; SP SSSR, 1946, no. 13, art. 254

52) *Sotsialisticheskaia zakonnost'*, 1946, no. 3, p. 37

53) *Sotsialisticheskoe zemledelie*, 1947, Sep., 20, p. 4

54) Nikitin et al. eds., *op. cit.*, pp. 165-166

連の地域を干魃が襲った年であるが、なおかつ強行された穀物調達により再び飢餓が発生した⁶¹⁾。他方、42年4月に「戦争期間中」という名目で引上げられたコルホーズの作業日ミニマム(年間ミニマムの50~67%引上げ、季節別ミニマムと未成年の年間ミニマムの導入)⁶²⁾は戦後も継続された⁶³⁾。48年にはさらに作業の出来高ノルマが引上げられ、労働の忌避に対する弾圧措置が繰り返しとられた⁶⁴⁾。こうしたスターリン時代末期の政策は、農産物供出の強化と農業税の増額とともに、付属地経営を縮小させ、農業一般の停滞を招くことになった⁶⁵⁾。

1956年3月の党・政府決定

スターリンの死は農業政策の変更を可能にした。まず53年8月、個人経営の農業税が大幅に減額された⁶⁶⁾。翌9月の党中央委員会総会では、スターリン時代の農業指導における「物質的関心の原則」の侵犯が批判され、農産物調達価格の引上げや義務納入量の削減などが必要と認められた⁶⁷⁾。総会は全コルホーズ員に公共経営への積極的参加を要求したが、その方法も以前とは違っていた。まもなく、作業日ミニマムの不履行者に対する刑事罰が廃止され、ミニマムの数値は54年6月の法令により各コルホーズが決定することになった(ただし、53年の実績を下回ってはならなかった)⁶⁸⁾。個人経営に対する政策も変化した。9月総会は、従来のコルホーズでは、「公共の利益と個人的利益の、前

者に対する後者の従属のもとでの正しい結合」というアルテリの最重要の原則が侵害されていたとし、個人経営を一転して奨励し始めた。フルシチョフは総会の席上、農民どころか労働者や職員の家畜所有までも、それを恥と考えることを「偏見」と呼んだ⁶⁹⁾。以後、58年まで個人経営は成長を続けることになる。付属地の法的規制も変更が加えられた。コルホーズの公共地を削った付属地フォンドの拡張手続きもそのひとつである。上述の39年5月の決定はそうした拡張を連邦政府の許可事項としていたが、その許可権限は、まず54年6月のソ連政府決定により各共和国に⁷⁰⁾、次いで、ロシア共和国の場合には55年7月の決定により州や地方(krai)の行政機関に移された⁷¹⁾。これは付属地の拡張を手続き上は容易にする。

しかし注意すべきは、53年9月総会がコルホーズの低い労働規律を非難し、再び付属地の拡張に警告を発したことである。それだけではない。フルシチョフ農政は実際に付属地の新たな切取りを開始した。初発は54年3月のソ連政府決定であり、これは、コルホーズ員らの付属地利用が不満足な状態にあるとして、彼らからの付属地縮小の申請を受理し、切取り地を完全に利用するようコルホーズに要求したものである⁷²⁾。しかし奇妙なことに、この決定は、従来常に強調された面積基準の厳守という付属地利用の絶対的要件になんら言及していない。ロシア農業省の説明も微妙であった。定款に定められた付属地の規模は「通例」変更すべきでないが、「一連のコルホーズの公共経営がコルホーズ員に必要な農産物を完全に保障するまで充分

61) V.F. Zima, *Golod v SSSR 1946-1947 godov*, Moscow, 1996, pp.18-20

62) SP SSSR, 1942, no.4, art.61

63) Pravda, 1947, Feb., 28, p.4

64) O.M. Verbitskaia, *Rossiiskoe krest'ianstvo: ot Stalina k Khrushchevu*, Moscow, 1992, pp.38-39

65) Ibid., pp.69-72

66) Pravda, 1953, Aug., 10, p.2

67) Ibid., 1953, Sep., 13, pp.1-2

68) *Sbornik zakonodatel'stva po sel'skomu khozhaistvu*, Moscow, 1955, pp.391-392

69) Pravda, 1953, Sep., 15, p.2

70) *Sbornik zakonodatel'stva po sel'skomu khozhaistvu*, p.214

71) *Sistematicheskoe sobranie zakonov RSFSR, ukazov prezidiuma Verkhovnogo soveta RSFSR i reshenii pravitel'stva RSFSR*, v.8, Moscow, 1968, pp.24-25

72) *Sbornik zakonodatel'stva po sel'skomu khozhaistvu*, p.255

に成長し、これと関連して若干のコルホーズ員が彼らの農家付属地の規模を縮小するよう求めている」ので、その手続きが定められたというのである⁷³⁾。これは要するに、定款の面積基準にもかかわらず、それ以下への付属地の縮小を容認するというに他ならない。フルシチョフ期における個人経営の制限の第一歩であった⁷⁴⁾。しかし、スターリン時代への逆行ではない。付属地の固定化政策から一方向的な削減政策への転換が図られていた。「新世代」の土地切取りの始まりである⁷⁵⁾。

困難な戦争と戦後復興の時代に農村社会はさまざまな変化を被っていた。多くの家族が崩壊し、多数の寡婦と母子世帯が生まれた。家族のうち「あるものは大きくなり、あるものは反対に小さくなった。働き手がみなバラバラになり、思い思いのところに立ち去って田舎の農家には婆さんしか残っていないところもある。しかし、どの家でも農家付属地は少しも変化がなかった」⁷⁶⁾。現に利用されている付属地についてはそうだった。とはいえ他方で付属地は、たしかに54年3月の決定が示唆した通り、多くのコルホーズで荒廃していた。56年の調査によれば、国全体の付属地フォンド計200万ha以上のうち、実際に利用されているのは100万haにすぎず、残りは放置され、一部は灌木が生い茂ったり沼地と化していた⁷⁷⁾。さらに付属地の管理体制も放漫になっていた。55年12月のロシア政府決定は、コルホーズと地区の農家台帳に家族構成の変化が記帳されず、また付属地面積の誤った記載や不記載のケースが多数にのぼるた

め、農業税額や供出量の認定に多数のミスが生じていることを確認している⁷⁸⁾。最後に、公共経営の低い労働規律に苦しむコルホーズの幹部も不満を募らせていた。それにはこういう事情があった。あるコルホーズが、公共経営を軽視し個人経営に力を入れている農家の付属地を削減しようとした。「しかし検事が介入してきて、それは定款違反だと言明した」。こういう状態ではコルホーズは何も変えることができない。だから、35年の模範定款は修正すべきだ、というのである⁷⁹⁾。介入してくるのは検事よりも地区当局のほうが多かったに違いない⁸⁰⁾。こうした種々の要因が重なり、従来の付属地利用の固定化政策がはっきりと放棄される条件が形成された。

第20回党大会直後の56年3月、35年定款の修正に関する党・政府決定が公表された⁸¹⁾。その前文は概略次のように述べている。35年定款の採択以後の20年間にコルホーズの公共経営は成長し、農民は全国的利益の理解を深め、その結果、定款はコルホーズの現状の「全側面をもはや捉えておらず」(明言こそないが、要するに古くなり)、コルホーズのイニシアティブを制限している。党中央と政府にはコルホーズから多数の手紙が届いており、そこでは、「コルホーズに権限を与え、コルホーズの公共経営の非常に急速な高揚とコルホーズ員の物質的な豊かさの向上のために、自身でコルホーズ農戸の農家付属地区画の規模を決定する」ことなどが提案されている。そこで、公共経営強化の重要性に鑑み、コルホーズ自身が現行定款の個々の

73) Sel'skoe khozhaistvo, 1954, May, 15, p.4

74) K. -E. Wädekin, *The Private Sector in Soviet Agriculture*, Berkeley, CA: Univ. of Calif. Pr., 1973, pp. 257-259

75) M. A. Beznin, "Zemlepol'zovanie krest'ianskogo dvora v Rossiiskom Nechemozem'e v 1950-1965 godakh", *Istoriia SSSR*, 1990, no. 3, pp. 31, 34

76) Dm. Rud', *Trudnye dorogi*, Moscow, 1957, pp. 87-88

77) *Izvestiia*, 1957, June, 25, p. 2

78) *Biulleten' tekushchego zakonodatel'stva RSFSR za iun' -dekabr' 1955g.*, Moscow, 1956, pp. 26-27

79) *Izvestiia*, 1956, Jan., 11, p. 2

80) *Kak my izmenili i dopolnili Ustav sel'khozarteli*, Moscow, 1956, pp. 94-95, 113, 171

81) *Pravda*, 1956, March, 10, p. 1; *Resheniia partii i pravitel'stva po khozhaistvennym voprosam*, v. 4, Moscow, 1968, pp. 290-297

命題を訂正, 補充するよう勧告する(つまり命ずる), と。

付属地に関するコルホーズからの手紙とはこういうものだったという。いわく, 「しばしば, 少ない作業日しか働かない怠慢なコルホーズ員が, ときにはまた, コルホーズと事実上すべての労働関係を絶ち切った人々が, 大きな農家付属地区画をもち, コルホーズの放牧地を利用し, コルホーズ員のために定められたその他の特典を享受し, しかも同時にコルホーズ成員の初歩的な義務も遂行しない。その結果, 集団経営の業績と国家に対するコルホーズの義務遂行の全責任が誠実に働くコルホーズ員の肩にかかり, アルテリの公共経営に労働参加しない怠慢なコルホーズ員のほうはコルホーズ員の全特典を享受して自分の個別経営を膨らませ, 公共経営を犠牲にし, つまり全アルテリ成員の共同の利益を犠牲にしている」。したがって, 「コルホーズ成員の公共経営への労働参加の程度」に依存しない現行定款による付属地の割当ては公共経営の強化を妨げている, と。党・政府はこうした指摘を公正と認め, 以後, 「怠慢」な農民に対する付属地の削減は公認の原則となった。これは35年に否定された方式の復権であり, 39年5月の決定が, 作業日ミニマムの履行を付属地利用の前提条件とし, 両者をいわば「すべてか無か」の形で関連させたのに対し, 今回の決定はその関連をより弾力的にし, 付属地の削減を適宜かつ可変的な規模で「柔軟」に実施できるようにしたわけである⁸²⁾。制裁手段としての効果は増し, 付属地は今やコルホーズでの労働に対する独特の報酬, つまり一種の賃金の外観さえ呈したに違いない。その削減や没収が, ときに, 「経済的な部類の措置」とか「精神的・財産的性格の制裁手段」と見なされたのもその

ためであろう⁸³⁾。付属地の実質的な社会化はさらに進んだといえる。

その背景にあったのは確かにコルホーズの成長であり, 53年以来明確になってきたコルホーズ観の変化であった。公共経営の絶対視は変わらないが, 個人経営に対して, たんに理論面だけでなく現実の政策面でも将来的な消滅の展望が打ち出された。付属地制度の保守から「革新」への転換である。決定はそれを次のように表現した。「付属地の個人経営は副次的な性格をもたなければならず, …したがって, 達成すべく努力する必要があるのは, コルホーズ員の所得における公共経営の役割がすべてのコルホーズで不断に増大し, コルホーズ員のすべての必要が基本的に公共経営によって満たされ, コルホーズ生産への参加から得られた所得がコルホーズ員の総所得の基本的部分を構成するようにすることであり, 他方, 付属地区画とそこから得られた所得は現実に副次的な意義をもち, おもに生野菜や果物や漿果に対するコルホーズ員の個人的な需要を満たし, 付属地区画にはコルホーズ員の生活の飾りとして庭や漿果園が設けられるようにすることである」, と。「現実」の冷静な認識とともに, 「努力」目標の遠大さがもたらす危機意識もまた明瞭であろう。

現場のコルホーズにおける定款改訂過程では今回もさまざまなことが生じた。最も修正が加えられたのはやはり付属地の条項であった⁸⁴⁾。その面積基準の上限は, 引上げを図ったコルホ

82) N. M. Borodanov, *Vozniknovenie i razvitie prava priusadebnogo zemlepol'zovaniia kolkhoznykh dvorov*, Candidate's dissertation, Moscow, 1959, p. 63

83) *Kak my izmenili i dopolnili...*, p. 188; V. Z. Ian-chuk, *Otvettstvennost' kolkhoznikov za narushenie trudovoi distsipliny*, Moscow, 1962, pp. 32-33. 筆者が90年7月に会った国家・法研究所のチュブコーフ研究員も, 付属地の規模の決定におけるコルホーズ労働参加の原則が経済的強制であると語っている。

84) N. M. Borodanov, "Ustavy kolkhozov o priusadebnom zemlepol'zovanii", *Vestnik Moskovskogo universiteta, Seria ekonomiki, filosofii, prava*, 1959, no. 1, p. 181

ーズもあったとはいえ⁸⁵⁾、結局、多くのコルホーズで引下げられた。党・政府決定が、「コルホーズの公共地を削った付属地フォンドの拡張を許さず、反対にその縮小の達成に努めなければならない」としたからである。また、35年と同様、付属地の面積を農家の口数や働き手の数に応じて決める方式が「広範な普及」を示し⁸⁶⁾、党・政府機関はこれを「決定違反」として抑圧した⁸⁷⁾。しかし、自己の「イニシアティヴ」を押し通したコルホーズも存在した⁸⁸⁾。さらに、「公共経営への労働参加」の原則といっても、その実現形態はまちまちであった。中央紙で推賞されたのはヴィンニツァ州（ウクライナ）のあるコルホーズの方式であるが、それによれば、労働能力あるすべてのメンバーがコルホーズで誠実に（つまり所定の作業日ミニмумや出勤日数ミニмум以上に）働く家族には定款の上限規模の付属地を与え、そうでない家族はそれを一部削減し、全員がコルホーズで働かないか作業日ミニмумを達成しない場合は付属地を取上げることになっていた。そこではコルホーズ員ばかりか、家族の働き手全員がコルホーズへの労働参加を要求されている⁸⁹⁾。こうなっては農民はもちろん、農家メンバーの労働者、職員や、さらにはコルホーズに居住する非コルホーズ員の家族もまたコルホーズで「誠実」に働かざるをえない。少なくともそのように装う必要がある。こうして、人々の「コルホーズへの大

量の復帰」が起った⁹⁰⁾。これは大都市に比較的近い農村地域でとくに著しかったようである。実際、多くのコルホーズが農民だけでなく、技師、教師、年金生活者、障害者などの土地を「十把一からげ」に没収、削減した。他の産業部門の利害にも触れたのであろう。これをやめさせるために、57年5月、政府が特別の決定を発してコルホーズを非難したほどであった⁹¹⁾。リャザン州のあるコルホーズが新しい定款を決定したとき、この改訂作業を指導してきた地区当局の代表はこう述べた。「採択された定款は各コルホーズ員に労働の緊張と労働生産性の急上昇を要求する。よく働く者にとって定款は恐ろしくない」⁹²⁾と。農村の住民が、土地を奪われることにどれほどの恐怖心を抱いたかは想像に難くない。

とはいえ、56年の定款修正により削減ないし没収された付属地の総面積は明らかでない。54年3月の決定にもとづく「自発的」縮小はなお続いており、この両者を区別することは地区レベルでも困難であろう。しかし、中央非黒土地帯から北部にかけての31の州および自治共和国についていえば、コルホーズ農家一戸当りの付属地面積は50—52年から64年までに34.4アールから29.8アールへと推移したが、その間、55—56年には1.5アール減少しており、これは1年間の減少幅としてはフルシチョフ期で最大であった⁹³⁾。それに次ぐ大きな減少（1アール）は、個人経営の制限を基本とする政策への転換後の59—60年に記録されている。度重なる付属地の削減は64年末にフルシチョフが解任された際、

85) P. N. Roslov, *Okhrana kolkhoznogo zemlepol'zovaniia*, Orel, 1958, p. 31

86) Borodanov, *Vozniknovenie i razvitie...*, p. 129

87) Gosudarstvennyi arkhiv Altaiskogo kraia, f. 1474, op. 1, d. 379, l. 33; Gosudarstvennyi arkhiv Orlovskoi oblasti, f. 1200, op. 1, d. 2349, l. 192

88) Roslov, *op. cit.*, pp. 35-37 はそれらのコルホーズを名指しで批判している。

89) *Sel'skoe khozhaistvo*, 1956, May, 26, p. 3. これが通例であり、集団労働への参加対象を家族内のコルホーズ員に限る例（曖昧ながら、*Kak my izmenili i dopolnili...*, pp. 23, 178）は少ない。コルホーズの成員権と農戸のそれとの峻別はかくも困難だった。

90) *Stalinskoe znaniia* (Riazan'), 1956, April, 13, p. 3

91) *Sbornik zakonodatel'nykh i vedomstvennykh aktov po sel'skomu khozhaistvu*, v. 3, Moscow, 1958, pp. 457-458

92) Gosudarstvennyi arkhiv Riazanskoi oblasti, f. 6417, op. 1, d. 40, l. 123

93) M. A. Beznin, *Khozhaistvo krest'ianskogo dvora v Rossiiskom Nechernozem'e 1950-1965gg.*, Vollogda, 1989, Table 1; *do.*, "Zemlepol'zovanie...", p. 29

新政権により非難されることになった。ロシア共和国では、コルホーズ「定款の補充と改訂」、すなわち56年以來の事態を見直し、農家の私有家畜数と同様、付属地の規模もまた改訂前の基準にもとづいて再決定することがコルホーズに勧告された。ウクライナに至っては、55年以後の、ということは54年3月決定にもとづくものも含めて、「根拠なく縮小された屋敷地」の規模の「回復」さえ謳われた⁹⁴⁾。しかし、すでにコルホーズが公共地として実際に使っていた土地は農家には返還されなかった⁹⁵⁾。また農民のなかには、高齢化や土地の余りの荒廃のために返還を求めない者もいた。こうして、実際に古い付属地面積を回復できた農家は、たとえばノヴゴロド州の場合、半数にも満たなかったのである⁹⁶⁾。

1969年の模範定款

フルシチョフ解任後、新指導部はただちに新たな模範定款の起草に着手した。その作業は4年以上の歳月を要し、草案の発表が69年4月、第3回コルホーズ員大会における最終テキストの採択が同年11月27日（党中央委と政府の承認は翌日）であった⁹⁷⁾。新旧の模範定款を比べると、付属地の耕作へのコルホーズの援助が定められた反面、その面積基準は大幅に引下げら

れ、農家当たり全国一律0.5ha（灌漑地は0.2ha）以下とされた。しかも、これには建物の敷地が含まれることになり、かつ面積の下限は規定されていない（第10章第42項2段）。各農家には、この基準内で、以下のように土地が割当てられる（同第4段）。

農家付属地の区画はコルホーズ員総会の決定によりコルホーズ員の家族（コルホーズ農戸）に供与され、その規模は、コルホーズ員の家族（コルホーズ農戸）の成員の数と彼らのコルホーズ公共経営への労働参加とを考慮して決定される。

見られるように、ここでは、56年3月の決定にもとづくコルホーズ労働参加の原則が再確認され、同時に、家族員数を考慮して土地面積を決めるという新しい規程が登場している。この後者の家族員数規程は、上述のように35年にも56年にも否定された。それがコルホーズ体制にとって危険だったのは、現実には「いくつものケース」で付属地の面積基準の超過を招くからであった⁹⁸⁾。以後も、それは党・政府が決定した原則を侵害するもの、現行法に違反する定款修正の「最多数」を占めるものとして常に非難され続けた⁹⁹⁾。転機は、新定款をめぐる65年の全国的な討論であった。体制と農村の力関係が一定変化し、後者の率直な要求が党の全国紙などでも表明される機会が訪れたのである。そのなかでコルホーズの議長や農民らは、付属地の規模は家族の人数をも考慮して決めるべきだと

94) *Sovetskaia Rossiia*, 1964, Nov., 14, p.1; *Pravda Ukrainy*, 1964, Nov., 5, p.1. これらの決定にあっても、個人経営が奨励されるのはただ「コルホーズで誠実に働く」者たちであり、地方機関は「徒食者との闘争」を弱めてはならなかった。

95) P.N.Podpal'nyi, "Pravo priusadebnogo zemlepol'zovaniia v sovkhhozakh i kolkhozakh", *Trudy (Khar'kovskii sel'skokhozhaiствennyi institut)*, v.70 (1967), pp.91-92

96) Beznin, "Zemlepol'zovanie...", pp.29,37-38

97) この経過については拙稿「コルホーズ模範定款とコルホーズ農戸,1965-69年」, 溪内謙・荒田洋編『スターリン後のソ連社会』木鐸社,1987年,を参照。定款の最終テキストは *Pravda*, 1969, Nov., 30, pp.1-2; *SP SSSR*, 1969, no.26, art.150, 等に掲載された。

98) N.D.Kazantsev, *Ob ustave sel'skokhozhaiственnoi arteli*, Moscow, 1956, p.13

99) *Sovetskoe gosudarstvo i pravo*, 1956, no.8, p.130; 1961, no.5, p.51; N.M.Borodanov and I.S.Cherniak, *Otveti na voprosy kolkhoznikov, rabochikh i sluzhashchikh po priusadebnomu zemlepol'zovaniu*, Moscow, 1960, pp.7-8; *Sotsialisticheskaia zakonnost'*, 1963, no.1, pp.87-88; G.A.Aksenok and N.I.Krasnov eds., *Pravo zemlepol'zovaniia v SSSR i ego vidy*, Moscow, 1964, pp.516-517

公然と主張した¹⁰⁰⁾。詳細な経過は不明であるが、少なくともロシア農業省のレベルでは、68年までにはこの主張を容認するようになっていたと思われる¹⁰¹⁾。翌年4月の定款草案になると、家族員数考慮の原則は、付属地の面積ばかりか農家の家畜頭数の決定にさえ適用されることになっていた¹⁰²⁾。これに反対したのはほとんど法学者のみである。彼らは土地利用の安定化を謳い、家族員数もコルホーズ労働への参加度も考慮すべきでないと主張した¹⁰³⁾。しかし、この批判はコルホーズ員大会の受入れるところとはならなかった。

農家の個人経営の現状に即して評価した場合、新定款における付属地の規定は、私有家畜のそれとともに、いかなる制限の強化をも意味していない¹⁰⁴⁾。しかし定款の審議過程では、コルホーズの幹部を中心に、集団経営への労働参加が弱いコルホーズ員の付属地を削減するよう要求する声が非常に強かったのも事実であり¹⁰⁵⁾、これを抑える形で新定款を成立させるという構図も35年当時と同じである。しかし今回は党指導部の政策転換が速やかであった。わずか1年後にはスースロフが、「現在おもに注意が向けられているのは、個人的に利用される副業経営の規模の超過を許さないことである」と演説しており¹⁰⁶⁾、各地のコルホーズでは公共地

の無断占拠と付属地面積の基準超過が摘発され続けた¹⁰⁷⁾。とはいえ、70年代を特徴づける個人経営の制限は、ヴェデキンが予想した通り、おもに間接的な方法で、すなわち集落を選別し、農民を大きな村に集中し、そこを近代化するという農村整備計画によって実現された¹⁰⁸⁾。その嚆矢は50年前後のフルシチョフのアグログロド（農村都市）構想に遡るが、これは彼の解任後も驚くべき生命力を発揮し¹⁰⁹⁾、68年にはまず連邦法、「土地立法基本原則」（第36条）により、「将来性ある」（perspektivnye）集落とそうでない集落への農村集落の二分割が法認された¹¹⁰⁾。この場合、住宅や公共機関、生産施設の建設は「将来性ある」集落のみで行なわれ、「将来性」のない集落では通例禁止されたため¹¹¹⁾、たとえば78—79年だけで約20万戸の農家が「将来性ある」集落に移住したといわれる¹¹²⁾。こうして、古い歴史をもつ小部落が大量に消滅し、それとともに古い農家付属地が大規模に失われることとなった。しかし、この集村化政策の重要な目標であった農民の離村の防止は実現していない。それどころか、「将来性ある」集落においてさえ住民の離村は逆に加速された¹¹³⁾。それは69年の模範定款が次のような規定を新設し、農家の付属地経営に重大な困難を生じさせる結果になったからである（第42項第5段）。

農村集落のコンパクトな建造物建築を実施する場合、コルホーズはコルホーズ員に対

100) *Sel'skaia zhizn'*, 1965, July, 31, p.3; Aug., 28, p.4; Sep., 18, p.4; Nov., 27, p.4; Dec., 4, p.4; *Krasnoiarskii rabochii*, 1965, Oct., 15, p.3

101) 同省は当時、ソフホーズの従業員でさえ「大家族」の場合は例外的に付属地が拡張されうると解説した（*Ekonomicheskaja gazeta*, 1968, no. 18, p.36）。

102) *Pravda*, 1969, April, 24, p.2

103) *Pravda*, 1969, April, 28, p.2; *Sovetskaia iustitsiia*, 1969, no.13, p.19; *Vestnik Moskovskogo universiteta*, Pravo, 1969, no.5, p.94; *Sovetskoe gosudarstvo i pravo*, 1969, no.9, p.143

104) K.-E. Wädekin, "Das neue Musterstatut der sowjetischen Kolchose", *Osteuropa*, v.20, no.4 (1970), pp.294-295

105) 差し当り前掲拙稿, pp.204-205 を参照。

106) *Pravda*, 1970, Nov., 27, p.2

107) *Sotsialisticheskaja zakonnost'*, 1970, no.8, pp.20-21; 1972, no.3, pp.5-6; 1974, no.7, p.11

108) Wädekin, "Das neue Musterstatut...", p.295

109) L.O. Richter, "Plans to urbanize the countryside", J. Degras and A. Nove eds., *Soviet Planning: Essays in Honor of Naum Jasny*, Oxford: Basil Blackwell, 1964, pp.32-45

110) *Vedomosti Verkhovnogo soveta SSSR*, 1968, no.51, art.485

111) *SP RSFSR*, 1970, no.14, art.83

112) G. Shmelev, "Podspor'e", *Oktiabr'*, 1981, no.5, p.196

113) J. Pallot, "Rural settlement planning in the USSR", *Soviet Studies*, v.31, no.2 (1979), pp.220-221

し、彼らの住居（フラット）のそばに小規模の農家付属地区画を割当て、土地区画の残りの部分は集落の居住区域外において彼らに供与する。この場合、コルホーズ員の家族（コルホーズ農戸）の利用のために割当てられる総面積は、コルホーズの定款が定める付属地区画の規模を超えてはならない。

つまり、「将来性ある」集落の整備を進める場合、付属地も二分割し、その大部分を事実上集落外に移すというのである。モスクワ州の一事例では住宅付属部分が0.04ha、集落外区画が0.15-0.2haであった¹¹⁴⁾。0.04haというのは、都市住民が個人住宅の建設の際に供与される土地区画の面積¹¹⁵⁾にすぎない。しかも、建物の「コンパクト」な建築の際に唱えられる付属地フォンドの「不足」を理由に、その総面積が基準の6、7割にまで縮小されることもあり、結局のところ、集落整備は「いくつものケース」において付属地の「恣意的な制限の口実」にされただけであった¹¹⁶⁾。農村のこうした「近代化」の結果、住宅から納屋まで1km、別の場所にある菜園までまた1kmと歩かなければならないとか、アパート住いに変ったため、4階からバケツを引上げるといった笑えない事態も生じた。付属地経営に対する打撃はフルシチョフ農政後期よりも深刻だったといわれる¹¹⁷⁾。

1988年の模範定款

個人経営に対する積極策は77年に始まる。同年の新ソ連憲法は、それに対するコルホーズの援助義務という69年定款の規定を認証した（第

13条）¹¹⁸⁾。この憲法の草案が全人民討議にかけられていた最中の9月には、コルホーズ員らの個人副業経営を奨励しようとする党・政府決定が採択されていた¹¹⁹⁾。そこでは、個人経営の生産が「時機尚早」に縮小していることが指摘され、なによりも農村集落の整備に当たって、私有家畜のための畜舎の建設と農家付属地の配置とを保障するよう政府機関に命じている点が注目される。しかしこの決定は当時公表されなかった。抵抗がなお強かったのであろう。「追加的措置」に関するもうひとつの党・政府決定が81年1月に必要であった¹²⁰⁾。その核心は、コルホーズ等が農家などと家畜の肥育・買付契約や牛乳の買付契約を結び、こうして得られた家畜や牛乳をコルホーズ等が国家に売却すれば、これを国家のコルホーズ等に対する農産物調達計画に算入し、さらにコルホーズの幹部の報酬にも連動させるという点にあった。この場合、農家の家畜はコルホーズの定款が定める頭数基準を超えても構わないし、また飼料作物の栽培のために、付属地フォンドや「一時的に利用されていない」公共地から追加的な土地を供与するともいう。もっとも、土地については定款の面積基準を超えていいとは書かれていない。それは依然として許されないはずである。しかし、この決定においてそれ以上に見逃せないのは、コルホーズ等と契約する農民が「公共生産に誠実に参加している」者に限定されていることである。これは繰り返し強調されており、契約を結ぶ者はまずもってコルホーズ等でよく働く農民であることを証明しなければならなかった。すなわち、この決定にあっても集団経営の第一義的重要性は微塵も疑われておらず、それを不動の大前提として個人経営を奨励しようという

114) V. A. Nudnenko, *Pravovoe regulirovanie podsobnogo khozhaistva sem'i kolkhoznika* (kolkhoznogo dvora), Tomsk, 1979, p. 68

115) 48年8月の法令により3～6アール (Pravda, 1948, Aug., 30, p. 2)。

116) Nudnenko, *op. cit.*, pp. 68-69

117) Shmelev, *op. cit.*, pp. 195-196

118) Pravda, 1977, Oct., 8, p. 3; 『世界憲法集』第4版, 岩波書店, 1983年, p. 289

119) *Leninskaja agrarnaia politika KPSS*, Moscow, 1978, pp. 632-640

120) SP SSSR, 1981, no. 6, art. 37

わけである。これは好意的に見て二兎を追うものの、客観的に判断すれば個人経営に重大な制約を課すものということになろう。したがって、80年代の中頃になって、コルホーズを離れたり、そこで余り働かない農民の付属地を削減する措置が「広範な普及」を見せたというのも決して偶然ではない¹²¹⁾。

88年3月に第4回コルホーズ員大会によって採択されたソ連最後の模範定款も、基本的にはそうしたコルホーズ体制の延長線上にあった。そこでは付属地の規模と分与方式が端的に次のように規定されている（第59項第1段）。

土地区画の規模、またコルホーズ成員が個人的に所有する家畜と家禽の保有基準は、公共経営への労働参加を考慮してコルホーズ員総会により決定される¹²²⁾。

見られるように、付属地については、面積基準と家族員数考慮の原則が姿を消し、コルホーズ労働参加の原則だけが残された。そのうえ、この労働参加の原則は今や家畜の所有頭数にまで適用されることになっている。これは69年に定款の草案に盛り込まれたことはあったが、最終テキストでは史上初めてのことである。付属地の二分割に関する規定もまた、「コンパクトな建造物建築」という文言こそ使われていない

ものの、基本的に旧定款のそれを踏襲している。ソ連時代の最後を飾る模範定款に相応しく、旧ソ連のコルホーズにおいて何が第一義的に重要な組織原則であったかをはしなくも露呈した格好である。

おわりに

以上のような旧ソ連の農家付属地制度の性格をどう見るべきであろうか。この点で注目されるのは、56年3月の決定をもって「農民に対する経済外的強制を導入した」ものとする見解が近年のロシアに現れていることである¹²³⁾。こうした提起はソ連時代には不可能であったろう。しかし、上述のように、56年3月の決定は付属地の利用とコルホーズ労働の直接的関連を弾力化したものに他ならず、この後者自体は39年5月の決定により与えられており、さらにこれら全体は、35年の模範定款が導入した両者の間接的な関連を展開したものであった。したがって、経済外的強制という性格づけが56年の決定に関して可能だとすれば、それは旧ソ連における付属地利用の法的規制の全歴史に妥当するものとなろう。しかし、紙数が尽きたため、立入った検討は他日を期すしかない。(1998. 9. 6)

121) *Sovetskoe gosudarstvo i pravo*, 1986, no. 9, p. 130

122) *Primernyi ustav kolkhoza*, Moscow, 1988, pp. 35-36

123) G.E. Bystrov and M.I. Kozyr' eds., *Agrarnoe pravo*, Moscow, 1996, p. 243